

航海用電子海図利用申し込みについて

一般財団法人 日本水路協会

第7版 2021/4/1

はじめに

航海用電子海図(以下「ENC」といいます。)及び電子水路通報(更新情報)は、各国政府機関(日本においては海上保安庁)によって刊行されたものを、一般財団法人日本水路協会(以下「水路協会」といいます。)が複製頒布しています。

なお、ENC 及び電子水路通報の知的財産権(著作権等)は各国政府機関に帰属します。

ENC をご利用になるお客様(以下「ENC ユーザー」といいます。)には、ENC のご利用にあたりセル注1) 単位で水路協会と利用契約を結ばせていただきます。また、すべてのENC 及び電子水路通報は、国際水路機関が定めた技術基準に基づいたデータ保護(データプロテクト)が施されています。契約いただきますと、セルパーミットというデータプロテクトを解くキーをお渡しします。このセルパーミットを入手されることによって ENC がご利用になれます。

注1) セルとは ENC を構成するデータの最小単位で、経緯度線で区切られた長方形の区域のデータからなります。大縮尺のものから小縮尺のものまで6段階に分類(航海目的)されています。

ENC の利用に先立って、ENC 利用規程(以下「利用規程」といいます。)をご承諾いただき、別紙の「ENC 利用申込書」を ENC 販売所(以下「販売店等」)にご提出ください。

なお、利用規程は予告なく改訂されることがあります。水路協会の Web サイトなどでお知らせします最新のものをご利用ください。

利用規程

このENC 利用規程は、海上保安庁によって刊行された日本の ENC について述べるものであり、水路協会が扱う外国が刊行した ENC (マラッカ・シンガポール海峡、シンガポール) については、末尾の「お問い合わせ等連絡先」にお問い合わせください。

1. ユーザーパーミットの取得

ENC を利用される場合は、最初にユーザーパーミットを取得いただきます。これは、ECDIS 等の ENC を表示する装置(以下「表示装置等」といいます。)の1台1台を識別するための28文字の英数字によるコードです。これにより ENC は特定する1台の表示装置等に対してのみ有効となります。

ユーザーパーミットは、国際水路機関が定めた技術基準に基づいて発行されるものです。表示装置等を購入したときまたは改修したときにメーカーからお受け取りください。

2. ENC 利用申込書の提出とライセンス ID の取得

次に、ENC ユーザーは本利用規程をご承諾いただき、別紙の ENC 利用申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入し、Fax、e-メール等で販売店等に申込書をご提出ください。

なお、船舶代理店等が代理で申し込む場合は、申込書のコピーを ENC ユーザーに必ずお渡しください。申込を受理しますと、ENC ユーザーにライセンス ID とパスワードを発行します。

以後、ENC の利用申し込みに当たっては、このライセンス ID が必要となります。また、電子水路通報を水路協会の Web サイトから入手される場合にも、このライセンス ID とパスワードが必要となります。

3. ENC の選択と注文

ENC ユーザーは、ご希望海域の ENC をお選びください。

ENC を選択される場合は、水路協会の Web サイト (<https://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/enc04.html>) に掲載のセル選択ソフトウェア、索引図、同協会発行の印刷したセル索引図あるいは海上保安庁海洋情報部 Web サイト https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KOKAI/ENC/Japanese/publishing/enc/coverage_enc_index.html) をご利用ください。

選択された ENC は、販売店の店頭、電話、Fax または eメールによりお求めください。販売店が分からない場合は、末尾に記載のある連絡先にご連絡ください。

4. セルパーミット等の発行

水路協会は、販売店等を通じて注文を受け付けますと、セルパーミットを発行します。

セルパーミットを収録した CD は、注文を受けてから 1 週間以内に届くように ENC ユーザー宛に送られます。ただし、急ぐ場合は eメールの添付ファイルで受け取ることもできます。CD も必要な場合は、後日送付します。なお、一度発行されると取り消すことができませんので、注文を決定される場合は十分ご注意ください。セルパーミットは、注文したセルに対してのみ有効となります。

セルパーミットを収録した CD とともに ENC を収録した CD 及び電子水路通報を収録した CD をお渡します。

5. 利用契約

ENC の利用契約は、セルパーミット発行をもって成立したものと見なします。契約が成立しますと、販売店等から料金が示され、請求が行われます。販売店等の所定の方法に従ってお支払いください。

6. ENC の利用契約期間及び価格

ENC の利用契約期間(以下「利用期間」)は、12 ヶ月間、9 ヶ月間、6 ヶ月間又は 3 ヶ月間の中から 1 つのみが選択できます。セル毎に異なった利用期間の選択 (同一 ENC ユーザーの契約において、あるセルは 12 ヶ月間の利用期間とし、他のセルは 6 ヶ月間の利用期間として同時に契約を行うこと) はできません。

日本 ENC の利用期間と価格は、次表で示すとおりです。消費税が含まれています。

	利用期間			
	12 ヶ月	9 ヶ月	6 ヶ月	3 ヶ月
1 セルの価格	605 円	550 円	440 円	330 円

価格は、参考小売価格です。

外国の ENC の価格は、販売店等にお問い合わせください。

7. ENC の利用期限

ENC はセルパーミットを受け取った時点からご利用いただくことができます。利用期限は、セル毎に発行されるセルパーミットそれぞれに書き込まれています。また、セルパーミットを収録した CD の盤面にも記載されています。

航海の安全のため ENC をご利用いただくには、ENC を最新維持しておく必要があります。ENC は利用期限が過ぎると電子水路通報による最新維持は出来なくなります。

契約当初の利用期限を越えてご利用になる場合は、別紙の ENC 利用申込書による更新が必要となります。

8. ENC 全データが収録された CD の入手

水路協会は、販売店等を通じて、セルパーミットを収録した CD とともに ENC を収録した CD 及び電子水路通報を収録した CD をお渡しします。

9. 電子水路通報の入手

ENC ユーザーは利用期間中に限り、契約している ENC の電子水路通報を受け取ることができます。電子水路通報は暗号化されていますが、契約している ENC のセルパーミットを使用して復号することができます。

電子水路通報は、次のいずれかの方法でお受け取りください。

(1) 水路協会の Web サイト

水路協会の Web サイトにアクセスし、ライセンス ID、パスワードを入力されることによりダウンロードすることができます。ダウンロードは無料で行うことができます。ただし、通信料は ENC ユーザーにご負担いただきます。

電子水路通報のダウンロードは以下の Web サイトをご覧ください。

<https://www.enc.jha.jp/enc-support/>

(2) CD での受け取り(有料提供)

CD には、過去 1 年分の電子水路通報を累積したものを収録しています。ENC の利用契約の際に電子水路通報をお申し込みいただいた ENC ユーザーは、電子水路通報を CD でお受け取りになることもできます。

料金は、実費をご負担いただきます。

10. 船員教育機関における優遇制度

船員教育を目的としてご利用いただく ENC に対して、利用期間を 12 ヶ月契約のみとして、価格を優遇する制度があります。1セルの価格は 275 円です。ただし、利用期間の途中でセルを追加されず場合も、12 ヶ月の利用期間と同様の価格になります。

なお、優遇制度の適用につきましては、事前に販売店等にお問い合わせください。

11. ENC の追加注文

利用期間の途中で ENC を追加注文いただくことができます。その場合の利用期限は、既に契約している ENC の利用期限までとなります。日本 ENC の追加の価格は、残りの利用期間によって、次表で示すように決まります。

利用期間の残り月数(月数の端数は切り上げます)	1セル当たりの価格
12ヶ月未満～9ヶ月以上	605円
9ヶ月未満～6ヶ月以上	550円
6ヶ月未満～3ヶ月以上	440円

3ヶ月未満～2ヶ月以上	330円
-------------	------

価格は、参考小売価格です。

12. 利用契約の継続

- (1) 契約の更新は、現在の利用期限の2ヶ月前から行うことができ、現在の利用期限の翌日から開始します。また、新しく追加された ENC は、契約更新の手続きをした日からご利用いただくことができます。更新される場合は、別紙の ENC 利用申込書(更新)に必要事項を記入のうえ、ENC の新規申し込みと同様に販売店等へお申し込みください。
- (2) 水路協会は販売店等を通じて更新の注文を受け付けますと、更新されたENCのセルパーミットを収録した CD、最新の ENC を収録した CD 及び電子水路通報を収録した CD をお渡します。利用契約を更新した場合の価格は初めて契約される場合と同じです。
 契約の自動更新は行われません。ただし、契約期限が近づくと販売店等から利用期間に關してのお知らせがあります。
- (3) ENCの利用期限までの期間が30日未満になると ENC を表示する装置等の表示画面上に更新時期が近づいたことを知らせるメッセージが表示されます。さらに、利用期限を経過しますと、表示画面上に利用期限が経過したことを示すメッセージが表示されます注 3)。

注 3) 2014 年 1 月に行われた国際水路機関の基準改定(IHO S-63 Ver. 1.1)より前の基準に基づいて作製された表示装置等ではメッセージが表示されないことがありますので、ご注意ください。

13. 障害が生じた場合の対応

ENC ユーザーが表示装置等に ENC をインストールし、ご利用されているときに何らかの障害が生じた場合は、水路協会、販売店等、または表示装置等のメーカーにご連絡ください。ただし、水路協会は、ENC の利用に際し、ユーザーの誤操作などによって生じた障害等について、いかなる義務や責任を負うものではありません。

ENC 利用申込書のご提出について

以上の利用規程をご承諾いただき、別紙の ENC 利用申込書(https://www.jha.or.jp/jha/purchase/pdf/application_new.pdf)に記入し、販売店等にご提出ください。

申込書に記載された情報については、ENC 頒布業務の管理運用目的以外にご使用いただくこと又は外部に漏らすことはありません。ただし、監督官庁から提出を求められた場合は、この限りではありません。

なお、申込書の記載事項に変更が生じたときは遅滞なく、申込書の取り次ぎを依頼した販売店等にご連絡ください。

***** お問い合わせ等連絡先 *****

一般財団法人日本水路協会 電子海図事業部
 〒144-0041 東京都大田区羽田空港 1 丁目 6 番 6 号 第一綜合ビル 6 階
 TEL : 03-5708-7093 FAX : 03-5708-7094
 E-mail : enc-support@jha.jp Web サイト : <https://www.jha.or.jp>